

イ【生活環境項目の排水基準】－２<暫定基準>

窒素及び^{りん}含有量に係る暫定基準（有明海、八代海、羊角湾、瀬戸内海に直接又は流入する河川に排出する事業場を対象）
 〔一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる次の業種については、令和５年９月３０日まで
 の間暫定基準が設けられている。〕

〔窒素〕

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度	
	最 大 値	日 間 平 均 値
天然ガス鉱業	160	150
畜産農業（豚房の総面積が 50 平方メートル以上で豚房施設を有するものに限る）	130	110
その他の無機化学工業製品製造業の一部 酸化コバルト製造業 バナジウム化合物製造業（バナジウム化合物の塩析工程を有するものに限る） モリブデン化合物製造業（モリブデン化合物塩析工程を有するものに限る）	300 4100 4100	100 3100 3100

〔^{りん}〕

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度	
	最 大 値	日 間 平 均 値
畜産農業（豚房の総面積が 50 平方メートル以上で豚房施設を有するものに限る）	22	18

備考

- この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二（排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）別表第二 以下同じ。）の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる^{りん}含有量についての排水基準は、^{りん}が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（^{りん}に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、3 の規定を準用する。

亜鉛に係る暫定基準（令和 6 年 12 月 10 日まで適用）

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度
電気メッキ業	4

- 業種欄に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に業種欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。